

大阪府からのお知らせ

難病医療費助成(54 公費)の請求に関する留意事項について

～大阪府・大阪市・堺市～

難病医療費助成(54 公費)の請求に当たっては、以下の事項にご留意いただき、誤りがないようにしてください。

1 医療費助成の対象について

助成対象となる医療は、医療受給者証に記載された指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関して、指定医療機関が行う医療です。

2 指定医療機関について

指定医療機関以外で行われた医療は、指定難病に関するものであっても、助成対象とはなりません。

なお、大阪府、大阪市及び堺市では、医療受給者証に指定医療機関名の記載がなくても、指定医療機関であれば助成対象となります(都道府県又は指定都市によっては運用が異なりますので、ご注意ください。)

3 平成 30 年 4 月以降の公費負担者番号について

	原則 (医療保険加入者)	生活保護適用者等 (医療保険に加入していない方)
大阪府(大阪市・堺市を除く。)にお住まいの方	54276019	54276027
大阪市にお住まいの方	54277017	54278015
堺市にお住まいの方	54277025	54278023

大阪府外にお住まいの方の公費負担者番号は、お住いの都道府県又は指定都市によって異なります。

4 診療報酬明細書(レセプト)の返戻について

平成 30 年 4 月以降、公費負担者番号誤り等による過誤請求が大幅に増加しており、順次レセプトを返戻しています。窓口で医療受給者証に記載された公費負担者番号及び有効期間等をご確認いただき、請求に誤りがないようご留意願います。

また、指定医療機関以外からの請求についても、確認したものは順次レセプトを返戻しています。平成 31 年 1 月診療分【※】のレセプトから指定医療機関として登録されているか「医療機関コード」をシステムで漏れなく確認いたします。医療機関コードに変更が生じた場合等は、医療機関の所在地に応じて、大阪府、大阪市又は堺市に遅滞なく申請してください。

【※:月遅れのレセプトを含む。平成 31 年 2 月に審査機関へ請求するもの】

5 指定医療機関の申請先及び受給資格等のお問い合わせ先

大阪府(大阪市・堺市を除く。)

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 難病認定グループ
〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目1番22号
電話 06-6941-0351(内線)6397

大阪市

大阪市保健所 管理課 保健事業グループ
〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-1000号(あべのメディックス 10 階)
電話 06-6647-0923

堺市

堺市保健所 保健医療課 指定難病係
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館6階
電話 072-228-8748